

君 諱は全、字は景完、敦煌效穀の人なり。其の先は蓋し周の胄なり。武王乾の機を乗り、
殷商を翦伐す。既に爾の勲を定むるに、福祿の同まる攸たり。弟叔振鐸を曹国に封す。
因つて焉を氏とす。秦漢の際、曹參 王室を夾輔せり。世宗 土を廓め竟を斥くや、子孫
雍州の効に遷り、分かれて右扶風に止まり、或いは安定に在り、或いは武都に処り、或い
は隴西に居り、或いは敦煌に家して、枝分葉布し、所在に雄たり。君の高祖父敏は、孝廉に
挙げられ、武威長史・巴郡ク忍令・張掖居延都尉たり。曾祖父述は、孝廉・謁者・金城長
史・夏陽令・蜀郡西部都尉たり。祖父鳳は、孝廉・張掖屬国都尉丞・右扶風喻廩候相・金
城西部都尉・北地太守たり。父の瑋は、少くして名を州郡に貫くも、不幸にして早世す。是
を以て位は徳に副わず。君 童胤にして学を好み、毖緯を甄極して、文として綜べきるは
無し。賢孝の性、根は心に生じ、季祖母を収養し、繼母を供事するに、意に先んじて志を承
け、存亡を之れ敬して、礼に遺闕無し。是を以て郷人、之が諺を為して曰く、親を重んじ
歡を致す曹景完と。易世 徳を載して、其の名を隕とさず。其の政に従うに及んでは、清は
夷齊に擬し、直は史魚を慕う。郡の右職の上計掾史を歴て、仍りて涼州に辟かれ、常て治
中別駕たり。万里を紀綱して、朱紫 謬らず、出でて諸郡を典り、枉を弾じ邪を糾すや、
貧暴 心を洗い、同僚 徳に服し、遠近 威を憚る。建寧二年、孝廉に挙げられて、郎中
に除せられ、西域戊部司馬を拜す。時に疏勒國王和徳、父を弑して位を篡い、職貢を供せ
ず。君 師を興して征討し、吮膿の仁、分醪の惠有り。城を攻め野に戦つに、謀は涌泉の若
く、威は諸貢に牟し。和徳 面縛して帰死し、師を還し旅を振う。諸国の礼遺、且に二百

万ならんとするに、悉く以て官に薄す。右扶風槐里令に遷るも、同産の弟の憂に遭いて官を棄つ。続いて禁罔に遇い、家巷に潜隠すること七年。光和六年、復た孝廉に挙げらる。七年三月、郎中に除せられ、酒泉祿福の長を拜す。詎賊張角、兵を幽・冀に起こし、兗・豫・荆・楊、時を同じくして並び動く。而して県民郭家等も、復た逆乱を造し、城寺を燔焼す。万民騒擾し、人びと不安を懷き、三郡 急を告げ、羽檄 仍りに至る。時に聖主諮識するに、郡僚 咸な曰く、君なるかなど。転じて邵陽令を拜し、餘燼を収合し、残迸を芟夷して、其の本根を絶つ。遂に故老の商量、僑艾の王敞・王畢等に、恤民の要を訪い、高年を存慰し、鰥寡を撫育す。家錢を以て米粟を糴い、癘盲の大女桃妃等に賜つ。七首葉・神明膏を合して、親しく離亭に至り、部吏の王畢・程横等、疾有る者に賦与するに、咸な瘳悛を蒙る。恵政の流るること、置郵より甚だし。百姓緦負し、反る者 雲の如く、シヨウウ屋をシユウ治し、市肆列陳す。風雨 時に節あり、歳ごとに豊年を獲て、農夫織婦、百工恩を戴けり。県は前に河平元年を以て、白茅谷の水災に遭つ。害は戊亥の間に退き、城郭を興造するに、是の後 旧姓、及び脩身の士、官位 登らず。君 乃ち縉紳の徒の濟われざるを閔れみ、南の寺門を開きて、華嶽を承望し、明に郷かいて庶を治め、学者の李儒・樂規・程寅等をして、各おの伯爵の報を獲さしめたり。聽事の官舎、廷曹の廊間を廓広し、朝覲の階に升降揖讓するに、費は民より出さしめず、役は時を干さず。門下掾王敞、録事掾王畢、主簿王歷、戸曹掾秦尚、功曹史王顯等、奚斯・考甫の美を嘉慕し、乃ち共に石に刊みて功を紀す。其の辞に曰く、

懿^{うゐ}しき明^{めい}后^{こう}、徳^{あま}義^き章^{あき}らかなり。王^{わう}庭^{てい}に貢^{こう}せられて、鬼^き方^{ほう}を征^{せい}し、威^いは布^ふ烈^{りつ}し、殊^{しゆ}荒^{こう}を安^{やす}んず。師^し旅^{りょ}を環^{かえ}して、槐^{かい}里^りに臨^{のぞ}み、孔^{こう}懷^{かい}に感^{かん}じて、喪^{そう}紀^きに赴^{おもむ}く。礎^{あゑ}逆^{ぎやく}賊^{ぞく}、城^{じやう}市^しを燔^やくに、特^{とく}に命^{めい}を受けて、残^{ざん}圯^ひを理^{おほ}め、不^ふ臣^{しん}を交^かり、黔^{けん}首^{しゆ}を寧^{やす}んず。官^{くわん}寺^じを繕^{つくろ}ひ、南^{なん}門^{もん}を開^{ひら}き、嵯^さ峨^がを闕^{うが}ちて、カ山^{かざん}に望^{のぞ}む。明^{めい}に郷^{むら}かいて治^ちめ、恵^ゑは沾^{てん}渥^{あく}し、吏^しは政^{せい}を樂^{たの}しみ、民^{たみ}は給^た足^{ぞく}る。君^{きみ}高く升^{のぼ}りて、鼎^{てい}足^{そく}を極^{きま}めよ。

中平二年十月丙辰造。